

# 天草郡市医師会立天草地域介護センター運営規程

## (訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業)

第1条 この規程は、一般社団法人天草郡市医師会が開設する、天草地域介護センターが行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 要介護又は予防介護状態（「要支援」「事業対象者」）にある者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第3条 訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

指定訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 指定訪問介護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 一般社団法人天草郡市医師会立 天草地域介護センター  
所在地 熊本県天草市亀場町食場 1181 番地 1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定訪問介護センターに配置する職員の職種、員数等は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、当該事業所及び従事者の管理、業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供責任者は、センターに対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、他介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の策定などを行う。
- 3 訪問介護員等 3名以上  
訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日  
営業日は、月曜から金曜までとする。

- 2 営業時間  
営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 3 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問介護の内容)

第 7 条

指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 身体介護  
生活援助
- 2 指定訪問介護職員等は、身分証明書を携帯し、初回訪問時又は利用者及びその家族らの求めに応じこれを掲示する。
- 3 指定訪問介護員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて指定訪問介護の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明を行い、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 4 指定訪問介護員等は、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。
- 5 指定訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その利用者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。
- 6 指定訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、被保険者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助を行う。また、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。
- 7 指定訪問介護員等は、サービス担当者会議等において、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め密接な連携に努める。
- 8 指定訪問介護員等は、指定訪問介護を提供した際には、サービス提供記録へ提出日、内容等を書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(通常の事業の実施範囲)

- 第 8 条 通常の事業の実施範囲は、天草市、上天草市、苓北町とする。

(利用料その他の費用の額)

#### 第9条

- 1 指定訪問介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第8条に規程した通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問介護事業に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。なお、タクシー利用の場合は、実費額とする。
  - ・通常の事業の実施地域を越えた時点から1km当たり10円とする。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行う。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 指定訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する留意事項)

#### 第11条

- 1 指定訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。
- 3 従業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 4 従業者は、居宅支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 5 従業者は、指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 6 従業者は、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備する。
- 7 この規程に定める事項外、運営に関する重要事項は、一般社団法人天草郡市医師会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第12条 利用者の人権や擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生を防止するため、以下の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
- ④ 担当者を配置すること。

(ハラスメント対策の強化)

第13条 介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策を講ずる。

- ① ハラスメントの内容、方針の明確化・啓発。
- ② 行為者への厳正な対処方針、寝異様の規定周知・啓発。
- ③ 相談窓口の設置。
- ④ 当事者などのプライバシー保護の為の措置の実施と周知。

(感染症対策の強化)

第14条 感染症の発生またはまん延等に関する取り組みの徹底として、以下の措置を講ずる。

- ① 委員会の開催（法人と協同）。
- ② 指針の整備。
- ③ 研修の定期的な実施（感染症対策研修会 年2回開催）。
- ④ 訓練（シュミレーション）の実施。

(業務継続計画書「BCP」)

第15条 感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する、業務体制に向けた取組の強化。

- ① 感染症発生時における業務継続計画を整備。
- ② 災害発生時における業務継続計画を整備。
- ③ 対策を検討する委員会の設置（定期的に見直し、更新履歴を作成する）。
- ④ 研修・訓練を定期的開催（年2回開催）。

(附則)

この規程は、平成19年7月1日より施行する。

この規定は、平成23年10月6日より施行する。

この規定は、平成26年5月1日より施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年7月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。